

衆議院  
第一回国会  
出席委員会  
議録 第七号

昭和六十一年四月九日(水曜日)  
午前十時五分開議

出席委員

委員長 宮崎 茂一君	理事 関谷 勝嗣君	理事 烟 英次郎君
理事 吹田 晃君	理事 鈴木 強君	理事 中川 嘉美君
理事 田並 脳明君	理事 西田 八郎君	
理事 足立 篤郎君	近藤 鉄雄君	龜岡 高夫君
谷垣 槟一君	渡辺 純三君	佐藤 守良君
野中 広務君	井上 普方君	森 喜朗君
渡辺 純三君	松前 仰君	阿部 未喜男君
井上 普方君	田中 慶秋君	武部 文君
松前 仰君	佐藤 祐弘君	竹内 勝彦君
田中 慶秋君	田中 慶秋君	田中 慶秋君
永江 一仁君	佐藤 文生君	

委員の異動

四月八日

同日

辞任

伊藤 昌弘君

補欠選任

伊藤 昌弘君

田中 慶秋君

田中

で、これで夫婦二千万、あるいはマル優の枠、非課税貯蓄の枠も入れますと三千万で、大体公的年金プラスこれの利子などで老後の生活設計ができるのではないか、こういった構想で折衝したわけでございます。残念ながら実現は見なかつたわけでもござりますけれども、今後とも鋭意努力してまいりたいと考えております。

○阿部(未)委員 一層の努力をお願いいたしました。

三点目は、金利の自由化に伴つて郵便貯金がどう対応しなければならないか。これもまたかねて議論をしてきたところでござりますから繰り返しませんけれども、ことしの四月からは、五億円以上の大口は金利が自由化されましたし、小口の金利の自由化ももはや焦眉の急だと思っておりますが、そうなつてきますと、一体今のような制度で郵便貯金の運用ができるだろうか。市場金利の趨勢に対応して郵便貯金を運用しなければ、これは行き詰まってしまうだろうと思うのです。その意味からは、郵便貯金の自主運用というものを、もつと真剣に取り組んで進めてもらわなければならぬのではないかと思うのですが、この点についての郵政省のお考えをお聞かせいただきたい。

○塩谷政府委員 阿部先生おっしゃいますように、大口の金利の自由化が急テンポで進んでおりまして、小口預貯金金利の自由化も目前に迫つております。私どももこれに積極的に対応していくなければならないと考えているわけでございまして、そのためには、郵便貯金の預金の金利はもとよりのこと、運用面、貸し出しの金利まで一貫して市場金利が反映する仕組みにすることが大事ではないかと思うわけでござります。国債等に直接運用して、市場金利による資金運用制度を創設したらどうかということで、これも昨年、予算要求で、市場金利による資金運用制度の創設、国債三兆五千億の購入、そういう要求を掲げたわけでござります。これも実現は見なかつたわけですが、金利の自由化ということは、資金運用面でも、現在の財政投融資のあり方などをめぐつ

て、あるいは国債が大量に出回つてゐる、それが消化の問題ということも含めまして、大いにこれから、そういう状況に対応して、何とかこの辺の願いを実現したいと考えております。

○阿部(未)委員 大変結構でござります。ぜひひとつ続けて努力をお願いしたいと思います。

もう一つお伺いしておきたいのですが、大臣、國債を郵便局で窓口販売をすべきだと私は思つておるし、かつてはやつておつたわけですが、今は中止になつておりますので、これを再開してもらいたい。その理由は、國債を普及する上からも、一般的の市民が非常に買いややすく、どこでも買えるという格好にするために、郵便局の窓口を通じて買えるのは非常にいいことだと思います。もう一つは、國債を郵便局が扱わないなどと言つたら、社会通念としておかしいなと思うのですよ、國債を郵便局がなぜ扱わないのだろうか。そういう意味からも、いわゆる財産の選択といいますか普遍性、それから同じ国の仕事であるという意味から、郵便局の窓口で國債の販売をするよう再開してもらいたい、こう思つておりますが、これほどなたからでもひとつお考えを。

○塩谷政府委員 郵便局の國債販売でござりますが、今、毎年二十兆円を超す大量の國債発行が予定されている状況の中で、國のために役立つて、國民が待望する時宜にかなつた施策ではないかと考へております。私ども、調査いたしましたところ、國民の大〇・五%が郵便局で國債を買えるようにしてほしいという要望を持つておりますが、それを実現することになるんだろうということになりました。それから、先ほど申し上げました長寿

一 機関投資家などは銀行などで消化すると思いつつも、郵便局で販売するということは、個人消

て、あるいは國債が大量に出回つてゐる、それのが理解を深めることに貢献するのではないか。かつて神戸市で、神戸の市債を市民が購入することによって市への愛着心といいますか、オーナーシップを持つたというような話も聞いておるわけでござりますが、こういった形で國への理解を持つことも大事ではないかと思うわけでございます。

○阿部(未)委員 大変結構でござります。ぜひひとつ続けて努力をお願いしたいと思います。

そこで、もう一つお伺いしておきたいのですが、國債を郵便局で窓口販売をすべきだと私は思つておるし、かつてはやつておつたわけですが、今は中止になつておりますので、これを再開してもらいたい。その理由は、國債を普及する上からも、一般的の市民が非常に買いややすく、どこでも買えるという格好にするために、郵便局の窓口を通じて買えるのは非常にいいことだと思います。もう一つは、國債を郵便局が扱わないなどと言つたら、社会通念としておかしいなと思うのですよ、國債を郵便局がなぜ扱わないのだろうか。そういう意味からも、いわゆる財産の選択といいますか普遍性、それから同じ国の仕事であるという意味から、郵便局の窓口で國債の販売をするよう再開してもらいたい、こう思つておりますが、これほどなたからでもひとつお考えを。

○塩谷政府委員 郵便局の國債販売でござりますが、今、毎年二十兆円を超す大量の國債発行が予定されている状況の中で、國のために役立つて、國民が待望する時宜にかなつた施策ではないかと考へております。私ども、調査いたしましたところ、國民の大〇・五%が郵便局で國債を買えるようにしてほしいという要望を持つておりますが、それを実現することになるんだろうということになりました。それから、先ほど申し上げました長寿

なります。それから、郵便局で販売するということは、個人消

は二つあつたわけです。

一つは、振興会の設置が、法的な根拠が薄弱であり、拡大解釈ではないかという意見。もう一つは、国有財産の管理を委託する郵便貯金振興会といふものが、民間の法人である財團法人であることは問題があるのではないか、こういう指摘を受けて、昭和五十二年の国会で、民間法人である財團法人を解散して、郵便貯金振興会を認可法人として設立をして、その業務を承継してきた、

ところが今回、臨調の最終答申で、郵便貯金振興会を民間法人化するように指摘をされ、政府は、

行革大綱によつて、民間法人化のための法改正を行つて、民营化を進めることになりました。

阿部先生おっしゃいますように、これは昔やつておりまして、一たん中断しているわけでござります。これを私ども、販売の再開ということで何とかして早期実現を期したいということでおっさいます。

○阿部(未)委員 委員長、今申し上げました四点は、かねて申し上げましたように、この委員会で大方議論を尽くし、皆さんの賛同をいたいでござります。これを私ども、販売の再開ということで何とかして早期実現を期したいということでおっさいます。

で郵便貯金法に認可法人の規定を設けて、その運営を法律的な基盤をつけて任せたわけございま

す。  
これはそういうことでやつてきたわけでござい

ますけれども、最近この認可法人を含めて特殊法人、こういつた法人についてこれをできるだけ民

間法人化する、なるべく国がそういう法人に関与していろいろ規制するのを排除して、できるだけ民間法人化していったらいいのではないかとい

うような発想で、その対象としてこの郵便貯金振興会も挙げられたわけでございました。ただ、この民間法人化ということの意味でござ

いますが、これは前のと同じような財團法人に戻すということではございませんで、ちょっとと言葉が、あるいはお聞きになつて、その意味内容と比べて必ずしも正確でないのかもしませんけれども、民間法人化するということの意味は、現行の認可法人という経営形態は維持しながら、その運営でありますものとして、例えば役員の任命など

について自主的な選任をするというようなことなど、なるべく国の規制を排除していく、そういうような形での民間法人化といいますか、民間的な運営を期待したいということで今度の改正になつたわけでございまして、全体としてその流れを見ますと矛盾しないのではないかと考えているわけでございます。

○阿部(未)委員 これは行革大綱が決まつたから、何とか当面糊塗しなければならないという小手先の措置をしたのが今度の修正の法案だと私は思うのです。

きょうは行政管理局長においていただいておりますから、行政管理局長、今私が申し上げたこの郵便貯金振興会というものが財團法人として、民間法人として発足をし、それから国会で問題ありとして認可法人に変えられた、それをまた臨調が民間法人に返せと言つた、そこで行革大綱が決まつた、その経緯を考えてみて、ちょっとおかしい

もおかしいとは考えておらないわけでございま

す。

今先生御指摘のように、この郵便貯金振興会とい

うものができましたときの経緯は、從来財團法

人であつたものが、二つの理由、一つは設立根拠

があいまいであるということ、それからもう一つ

はその業務を委託しておる、そこが不完全である

から認可法人にいたしましょう、法律に設置根拠

を書き、業務の運営をちゃんと法律を根拠にして

委託したわけでございます。

今回のこの民間法人化というのは、先ほど郵政省の局長から申しましたように、民間法人化の定義の問題ではございませんけれども、その認可法人であるというところ、設置根拠は明らかに法律に書いておく、業務運営はちゃんと法律の根拠に基づいてやるという点は変えないで、その点につ

いては、従来の考え方と決して矛盾するものではない。

経営の活性化という観点から行つてあるものでござります。したがいまして、この点につきましては、従来の考え方と決して矛盾するものではない。

逆に今後いろいろな規制が緩和されまして、ますます活発な企業活動が期待される、認可法人の活動が活発に行われるということを私どもは期待し

ております。

○塩谷政府委員 もう既に阿部先生御指摘のこと

に入つてゐるわけございませんけれども、今回

の改正は、まず第一点といたしまして、評議員会

をつくる。この評議員会に民間の知恵を結集いた

しまして、郵便貯金振興会の重要な事項の審議など

につきまして、民間の活力を十分に生かしていく

たいということでござります。

それから第二に、役員の定数を法定事項から定

款記載事項にするということで、この数も振興会

が自動的に決める。もちろん定款の認可は要るわ

けですが、そのようにしたいということござい

ます。

それから、たびたび出ております役員の選任

を、従来の大臣の任命から大臣の認可に改める、

評議員会が選任したのを大臣が認可するというこ

とでござります。これによつて、法人が役員を自

主的に選任することができる。

それから、予算等の認可の面で資金計画を削除

て、今回のこの郵便貯金振興会というのは第三類型に基づく民間法人化でござりますので、この点をひとつ御理解賜りたいと思います。

○阿部(未)委員 臨調の発想は、あなたがおつしやるようなものじやなかつたと思うのです。民間法人にしてしまえというのが大体臨調の発想だつたと思うのです。しかし、いよいよ作業をしてみると、今局長がおつしやつたように、いろいろな問題に行き当つたんですよ。国有財産の管理を委託するものは、本当に民間の法人でいいのかどうか。そこで困つたから、認可法人の形式は残しながら、あなたのおつしやつた第三番目の法

人の形態をとらざるを得なかつた、これが私は実際の内容だと思うのです。したがつて、民間法人に書いておく、業務運営はちゃんと法律の根拠に基づいてやるという点は変えないで、その点につ

いては、従来の考え方と決して矛盾するものではない。

経営の活性化という観点から行つてあるものでござります。したがいまして、この点につきましては、従来の考え方と決して矛盾するものではない。

逆に今後いろいろな規制が緩和されまして、ますます活発な企業活動が期待される、認可法人の活動が活発に行われるということを私どもは期待しております。

○阿部(未)委員 私は、この法案に反対するとか、つぶしてしまえとか、そういう趣旨で言うのではないのですけれども、一体この法律を改正してどれだけのメリットがあるのだろうかと考えてみますと、内容的にはほとんど変わらない。変わるのは、今局長がおつしやつた評議員会をつくるという、これだけは新しい構想ですね。あとは、

例えば今お話をありました役員の数を法定から定款で決めるように変更する。しかし、その定款は郵政大臣が認可することになっているのです。大臣がその定数について気に入らなければ、何名にしろと言えるわけでしょう。大臣が認可しなければ成り立たないのでから。そうすると、定数を法定することと、法人の方で自動的に定款で決めることと、いかほどの違いがあるのだろうか。定款が認可事項である限り、内容的にはほとんど変わりはないのではないか。言葉の上では変わつても、内容的には変わらない。

あるいは役員の任命ですけれども、今まで大臣の任命であったものが、今度は認可になる。しかし、これだつて、大臣が認可しなければ効力を持たないどちらかと決めてあるのでしょうか。大臣が認可しなければ努力を持たないなら、任命とほどんど同じくらいの力を持つてくるのですよ。幾らか弱い、強いはあるでしょう。例えば発議権の問題があります。役員の発議をどこがするかということ

であります。それによって、法人が役員を任命する

もの、こういう第三類型というものがございま

す。

○古橋政府委員 私どもいたしましては、一つ

第一類第十一号 通信委員会議録第七号 昭和六十一年四月九日

という行為と、力の上でどれだけの変わりがあるだろかと考えてみると、余り大きな変わりがない。それがあつたから活性化することにはならない。ねだらうと私は思うのです。

あるいは資金計画を認可事項から外した。これは法第九十条。しかし、事業計画、それから予算を出すわけですから、そうしてみると資金計画なんかそれに付き添つて当然出てくるものであつて、それが認可にかかるうと、あるいは除外されようとする、実質的にはこれも変わらない。財務諸表にしてもそうです。承認をするとか、提出をするとか、言葉は変わっても大臣のところに出でていくわけで、郵政監督官庁が見るわけですから、そういう大きな変わりはないし、今まで恐らく財務諸表について認可をしなかつたという例はなかつたろうと私は思うのです。どこが一体変わつたのか。評議会をつくるというだけは変わつたよ

う気がするのです。

私が言いたいのは、これだけの騒動をして法律の改正までしなければならないほどの問題だっただらうか。結局は臨調ができ、行革大綱ができたから、その顔を立てる。碁を打つときでも、石を一つ置きますと、その石の顔を立て次の石を打つてやらぬと、碁は成り立たないのである。恐らく臨調の答申の顔を立てた、私はこれがこの法案を出した最も大きい理由だらうと思うのです。ですから、反対しませんけれども、余りにもむだなことはこれからしないようにしてもらいたい。今まで結構やれるじゃないか、そういう気がするわけです。これが私の結論です。ですから、反対はしませんが、余り意味のあるものではありませんよ、こう言つておきたいのです。大臣、お考へはどうですか。

○佐藤國務大臣 阿部先生の御理論は、それなりに御理論があるよう私を感じますけれども、しかし、今度の改正によって自主的な運営がよりできるということだけは事実だと私は思うわけでございます。したがつて、資金計画を削除するとか、財務諸表いわゆる決算書類の届け出承認を届け出

のみにするといったことは、簡単なようではありますけれども、評議会を通じて自主的な、より活発な民間の意見がどんどん導入され、運営されていくことになると思いますので、この点御理解をお願い申し上げたいと思います。

○阿部(未)委員

なるべく自主性が尊重されて活性化するように、努力を願いたいと思います。しかし、私が申し上げたことも、皆さん大体よくおわかりだつたろうと思うのです。これから余り、臨調が言つたから、行革大綱だからといって、無理だけはしないようにしてください。いいものは今まであつたものでもいいのですから、何も無理に変えることはない。これだけはひとつよく考えてください。

具体的な内容ですけれども、郵便貯金法第四条一項に言うところの施設というものには、今郵政省が持つておるものでどういうものがござりますか。

○塩谷政府委員 郵便貯金法第四条によります郵便貯金の普及のための周知宣伝施設は郵便貯金会館でございまして、現在十五会館ございます。以上でござります。

○阿部(未)委員 郵便貯金法第四条第一項の施設における国有財産の管理の委託に関する政令という政令がございますね。これによつて大体郵便貯金会館も委託されておると思うのです。今ある郵貯法第四条第一項の施設と呼ばれるものは郵便貯金会館以外にはない、そういうことです。

○塩谷政府委員 おつしやるとおりでございま

す。

○阿部(未)委員 郵便貯金会館に限られるわけですねけれども、今日まで郵便貯金会館に投資したというか出資をした金額は、総額どのくらいになりますか。

○塩谷政府委員 昭和六十年度までの十五会館を含めました郵便貯金特別会計の歳入の中から郵政事業特別会計へ繰り入れる。これは郵便貯金職員の人件費でありますとか郵便局舎の分担分、あるいは貯金の事務センターの建物分、それから郵便貯

金会館の分。この設備負担金は、例えば六十一年度予算でいきますと全体として二百五十億あるのですが、うち郵便貯金会館を例えばこれまで、これはあくまで、郵便貯金会館を例えばございまして、設備負担金ということで郵便貯金特別会計から郵政事業の特別会計へ繰り入れております。郵便貯金会計というのは一種の資金会計でございまして、郵便貯金の預託金の利子收入であるとかいつた収入の中から、郵便貯金事業の経営に要する人件費とか物件費を郵政事業特別会計へ繰り入れまして、郵便貯金の負担分、保険も同様で繰り入れているわけですが、その繰り入れの一部に会館の建設費が含まれているということがあります。

○阿部(未)委員 その根拠があるはずですね。どいうものを繰り入れていくのか。今おっしゃつた人件費とか、いわゆる割り掛け金ですね。それ以外のものは全部一般会計に入れてしまうというのをわかります。わかりますが、その中で郵便貯金会館に振り向けることを目的として郵政事業特別会計に入れていく。例えば私の知つておる限りでは、郵便貯金が十カ年たつて払い戻しをしなくてよくなつた、余った財産を大体充当していくと、いうように聞いておつたのですが、そういう一つの根拠があつてやつておるのであります。繰り入れた全体会計の中から貯金会館の経費はまた別に支出、こ

うなるのですか。

○塩谷政府委員 郵便貯金を長い間御利用いただきないで権利消滅時効にかかるて、これは没入金といふことで、これが郵便貯金特別会計の収入になつているわけでございます。

この収入、主な預託金利收入というのも含めました郵便貯金特別会計の歳入の中から郵政事業特別会計へ繰り入れる。これは郵便貯金職員の人件費でありますとか郵便局舎の分担分、あるいは貯金の事務センターの建物分、それから郵便貯

金会館の分。この設備負担金は、例えば六十一年度予算でいきますと全体として二百五十億あるのですが、うち郵便貯金会館としては十七億あります。これはあくまで、郵便貯金会館を例えばございません。これはあくまで、郵便貯金会館を例えばございません。これはあくまで、郵便貯金会館を例えばございません。話の発端としては、没入金がそのまま雑収入として一般的の収入と同じように消えてしまつるのは何か駄然としない。この没入金の趣旨を生かすいわば無縁仏等を供養する方策はないかという議論が出まして、じゃ例えれば郵便貯金に入つておられる方が利用するようなことで会館みた的なものを建てたらどうかという発想が出てきました歴史的な経緯はありますけれども、現実の経営費の仕組みとしては、没入金をもつて直接この会館分に充てるという仕組みにはなつております。

○阿部(未)委員 そうすると、今の局長のお話で出されでいく。そうすると、郵便貯金の没入金者に還元をされておるということではないですよ。没入金もすべて郵政事業特別会計に入つて出されでいく。そうすると、郵便貯金の没入金者は、その限りにおいて郵政事業特別会計の中でどんぶり勘定になつてしまつて、郵便貯金から出た分というのをわからなくなつてきますね。それはどんぶり勘定なんですか。

○塩谷政府委員 おつしやるとおり、これはその没入金も含めていくのですから、一部は会館の経費になつていてかもしませんけれども、そのものがひもつきで、没入金だからこれはそつくりそのまま会館分へ、こういう仕組みにはなつておません。その意味では一種のどんぶり勘定と申上げてよろしいかと思います。

○阿部(未)委員 郵便貯金の没入金といふのは、本来郵便貯金をした人たちに何らかの形で還元をするのが趣旨だと思うのです。しかし、今局長の

お話しのようになりますと、言いかえれば没入金が多いほど郵政事業特別会計は楽になる、没入金が少ないほど郵政事業特別会計は苦しくなる。今だつて没入金は年間三十億超しておるでしょう。三十分を超す没入金が、今まではある程度年間十何億とかそれに近い分が預貯金者への還元として、貯金会館等に振り向けてきたと私は理解しておつたのですが、今度の言い方からすると郵便貯金の没入金が郵政事業特別会計をどんどんぶり勘定の中で助けていく。とすると、郵政事業特別会計としてはなるべく没入金がたくさんあつて、ほかの貯金利用者に還元せぬで済む方が楽になつてくる。結果的にはそういうことになりますね。

○塙谷政府委員 ちょっとと誤解のないように、私は舌足らずで恐縮しておりますが、郵政事業特別会計へ繰り入れられる歳入としては預託金利子収入等、没入金も含めたものの中からその負担分だけから郵便貯金負担分ということで人件費、物件費いきます。それから設備負担金いきます。その中で、その充てられる歳入としては預託金利子収入等、没入金も含めたものの中からその負担分だけいいくといいます。ですから、その郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計へ郵便貯金負担分としていつた限りでは、やはり没入金もそういう郵便貯金の事業運営のために使われているわけでござりますから、郵便貯金のそういう使い方によつて、例えばその中で会館をつくるとかいふことは、預金者にサービスといいますか還元できているのではないかと思うわけでござります。

それから会館の経費でございますが、これは確かにおつしやるとおり、六十年の数字では十二億で、貯金の権利の消滅高は六十年の場合二十四億ということで、半分くらい会館の経費としては充てられていることになつておりますので、その限りではそつくりそのまま権利消滅のお金が会館の半分しか回つていかない勘定にはなるわけでございますが、仕組みとしては、全体としてその歳入の一部としていくという格好になつております。

お話しのようになりますと、言いかえれば没入金が多いほど郵政事業特別会計は楽になる、没入金が少ないほど郵政事業特別会計は苦しくなる。今だつて没入金は年間三十億超しておるでしょう。三十分を超す没入金が、今まではある程度年間十何億とかそれに近い分が預貯金者への還元として、貯金会館等に振り向けてきたと私は理解しておつたのですが、今度の言い方からすると郵便貯金の没入金が郵政事業特別会計をどんどんぶり勘定の中で助けていく。とすると、郵政事業特別会計としてはなるべく没入金がたくさんあつて、ほかの貯金利用者に還元せぬで済む方が楽になつてくる。結果的にはそういうことになりますね。

○阿部(未)委員 これは大臣、私がくどく申し上げているのは、郵便貯金事業の中が出てきたお金であることは間違いないのです、この没入金は。それを一般会計といいますか、郵政事業特別会計へ繰り入れてしまう。ところが、貯金事業それ自体は今は黒字になつておるけれども、赤字の時期だつてずっとあつたのですよ。郵便貯金事業特別会計が大きな赤字を抱えておるときに、郵政事業特会から金を持つでこれか。持つてこれないでしよう。それならば、郵便貯金事業でできたお金だから、郵便貯金事業の中に保管をして、例えば場合によつたら赤字の補てんといいますか、全体的な貯金事業の中で操作をする方が、貯金事業の独立性を守る上からも正しいのではないか。それは、没入金だからといって一般会計の郵政事業特別会計に持つていった、それなら、貯金事業が赤字になつたときには郵政事業特別会計は返してくれますか。返してくれないでしよう。そういう性格のものだから、私は、これは別にしておく方が正しいのではないか、こういう趣旨からくどく質問したのですが、そういう趣旨なんですね。それはまあわかりましたから……。

それで、次にお伺いしますけれども、そうする

と、この郵便貯金事業の振興会というのは、郵便貯金会館の運営を委託されておる。これは一つの大きい事業です。あと、周知とか宣伝とか印刷とかいろいろあるようですが、これはどういふことになつておるのでですか。

○塙谷政府委員 事業計画を見ますと、会館運営に関する事業計画というのはほとんどないようですね、今見ると、これは昭和五十九年度分であります。一つは、「郵便貯金に関する調査研究について」これが七項目あって、その次に「郵便貯金に関する出版物の刊行」これが三項目ある

ようでございますけれども、一番肝心な郵便貯金

会館の運営に関する事業計画というものは全然ないのですが、郵政省の方はお持ちですか、これ。

○塙谷政府委員 この会館の運営につきましては、私ども、「振興会が運営する郵便貯金会館は次

の表のとおりである。なお、運営に当たつては、

会館設立の目的を從来どおり十分に踏まえて運営

する」とありますて、会館の所在地、名称、それからそれぞれの会館についての運営状況といいますか概況、周囲を取り巻いておりますその運営環境、そういうつたものを紹介してもらつて、あと、

いろいろ健全、安定した経営に努めるという報告を受けております。

○阿部(未)委員 振興会そのものの事業計画は、

例えば、今申し上げたように、調査研究について

はこれだけのことをやりますとか、あるいは出版

刊行についてはこういうことをやりますと、こう

いう事業計画が出ておるけれども、会館の運営に

とを聞いておるので。

○塙谷政府委員 会館の運営ということにつきましても、その年々で特に変わった計画というものはございませんで、宿泊設備あるいはホール、ブ

ール等の運営、それから、その会館の設備を利用して郵便貯金の周知宣伝のために催しますいろいろな会合、催し物、イベント、そういうことを、これは一種の定型化といいますか、しておりますので、まあそういうことを例年やつておるといふことの報告にとどまつておるといふことでござります。

○阿部(未)委員 仮に昭和五十九年度の振興会の損益計算書を見ますと、六億二千八百万円の剩余额が出ておりますね。こういう剩余额が幾ら出よ

うと、欠損金が幾ら出ようと、郵政省としては我

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げますと、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールでありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例え名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

に、環境に恵まれて多大の利用客があつて人気がある、そういうところは割合順調に収支が行われるということございますので、それぞれの会館の状況に応じたきめ細かい経営指導を振興会の本部がやるよう、私どももあれこれ指導しているところでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではございません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、実情に応じて若干の料金の差はある、そういうことですか、各会館ごとの独立採算なんですか、どちらですか。

○塙谷政府委員 お答えいたします。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 努力の目標はわかるのですが、基

本的に幾つかの会館の収入を全部合わせて、そ

してホールしてまた予算みたいなものをやるので

すか、独立採算を建前にしておるのですかとい

うことです。

○塙谷政府委員 全体としてはホールしてやつて

おります。

○阿部(未)委員 実は、ホールしてもらわないと地域によって差が出てくる。今でも幾らかの差があ

るというのですが、各会館ごとの独立採算になつてれば、地理的な条件の悪いところは相当高

い料金を取らなければならぬから、それでは當初の目的は達せられない。前の政務次官の畠先生

のところなどは、これは保険の方でけれども、あるのです。これを独立してやらされると非常に高い料金になつてくるから、やはりホールしてやつておるということでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではありません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、

お答えいたしました。

そこで、今この振興会の従業員の数は大体何名

ぐらいですか。

○塙谷政府委員 お答えいたしました。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 それをどうやつて担保するかという

しかば、それをどうやつて担保するかという

ことでございますが、それは個々の会館の運営に

当たりまして、それぞれの会館の地理的な環境に置かれた状況から、どこの会館は経営上どういう

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げます

と、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールで

ありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例

えば名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

に、環境に恵まれて多大の利用客があつて人気がある、そういうところは割合順調に収支が行われるということございますので、それぞれの会館の状況に応じたきめ細かい経営指導を振興会の本部がやるよう、私どももあれこれ指導しているところでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではありません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、

お答えいたしました。

そこで、今この振興会の従業員の数は大体何名

ぐらいですか。

○塙谷政府委員 お答えいたしました。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 それをどうやつて担保するかとい

うことでございますが、それは個々の会館の運営に

当たりまして、それぞれの会館の地理的な環境に

置かれた状況から、どこの会館は経営上どういう

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げます

と、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールで

ありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例

えば名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

に、環境に恵まれて多大の利用客があつて人気がある、そういうところは割合順調に収支が行われるということございますので、それぞれの会館の状況に応じたきめ細かい経営指導を振興会の本部がやるよう、私どももあれこれ指導しているところでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではありません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、

お答えいたしました。

そこで、今この振興会の従業員の数は大体何名

ぐらいですか。

○塙谷政府委員 お答えいたしました。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 それをどうやつて担保するかとい

うことでございますが、それは個々の会館の運営に

当たりまして、それぞれの会館の地理的な環境に

置かれた状況から、どこの会館は経営上どういう

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げます

と、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールで

ありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例

えば名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

に、環境に恵まれて多大の利用客があつて人気がある、そういうところは割合順調に収支が行われるということございますので、それぞれの会館の状況に応じたきめ細かい経営指導を振興会の本部がやるよう、私どももあれこれ指導しているところでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではありません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、

お答えいたしました。

そこで、今この振興会の従業員の数は大体何名

ぐらいですか。

○塙谷政府委員 お答えいたしました。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 それをどうやつて担保するかとい

うことでございますが、それは個々の会館の運営に

当たりまして、それぞれの会館の地理的な環境に

置かれた状況から、どこの会館は経営上どういう

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げます

と、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールで

ありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例

えば名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

に、環境に恵まれて多大の利用客があつて人気がある、そういうところは割合順調に収支が行われるということございますので、それぞれの会館の状況に応じたきめ細かい経営指導を振興会の本部がやるよう、私どももあれこれ指導しているところでござります。

○阿部(未)委員 これは幾つですか、たくさんあ

るが、そうすると、この貯金会館は全国均一料金になつておるわけですか。

○塙谷政府委員 地域の実情に応じて若干違つております。全く同じといふわけではありません。

○阿部(未)委員 原則的には、全国の会館の分を本部で一応ホールして処理をしておる、しかし、

お答えいたしました。

そこで、今この振興会の従業員の数は大体何名

ぐらいですか。

○塙谷政府委員 お答えいたしました。

昭和六十一年三月末現在で職員が千三百二十九人、これに役員が五名おりますので、全体として一千三百三十四人といふことございます。

○阿部(未)委員 やはり経営上管理職といふようなのがその中にあるわけでしょう。管理職といふのは何人ぐらいおるのですか。

○塙谷政府委員 管理職員、これは課長代理以上

の職にある者でございますが、百七十二名あります。

○阿部(未)委員 これは十人に一人ぐらい管理職員みなさんがおりますね。ちょっと多過ぎるよう

な気がしますが、それは運営に必要な構成員

なんけれども。

○塙谷政府委員 全体の従業員の給与というのは、大体ど

れに基づいて、赤字経営のところの会館は経営努力をして、なるべく収支相償を持つていくように努力させておるところでござります。

○阿部(未)委員 それをどうやつて担保するかとい

うことでございますが、それは個々の会館の運営に

当たりまして、それぞれの会館の地理的な環境に

置かれた状況から、どこの会館は経営上どういう

弱みがあるかといいますか、平たく申し上げます

と、会館で例えば公益的な、それぞれの地元に公

共的なサービスとしてお役に立つているホールで

ありますとかあるいはホール、こういったものを抱えておるところはなかなか經營が、そちらの方に足を引つ張られて、そういうのがないところに比べると比較的困難である。逆に、地理的に、例

えば名古屋でありますとかあるいは横浜のよう

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金法第九十三条第三項に規定されているとおり、運営に關して通常必要とする費用の中で賄うということで、予算案を認可するわけでございますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲裁裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでございます。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるから、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサービスをやる公益施設、そういうところの職員の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そういう

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるのですよ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも一切しないわけでしょう。そうしますと、例えば

調査研究というものは金にならないのです。本を出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾らか買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究は金にならないのですよ。金にならない仕事

を振興会はやるわけです。これは恐らく会館の運営費等から持つてこなければやれないと思うので、運営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

すけれども、そういう形になつておるのですか。

○塙谷政府委員 おつしやるとおり、会館の運営

によって生じました収益金の一部を調査研究等の

公益部門に回しております。お金にならなくて

も、郵便貯金に対して理解を深めていただくため

には、この調査研究というのはやはり大事な仕事

でありますので、会館の収益部門からこういった

公益部門に向けてその辺の補助をして、全体とし

て振興会の活動を活発にしたいというふうに考え

ておるわけでござります。

○阿部(未)委員 宇宙開発事業団というのがあり

まして、宇宙開発の調査研究などや、時々はロケ

ットも打ち上げますが、そういうことを国が委託

した場合には、委託のためのお金をするわけです

ね。おまえのところは調査研究をしてくれ、それ

を目的に振興会があつて、一銭も金をやらぬとい

うのもいかがなものか。しかし世帯は苦しいし、

今ここで私は補助を出してやれとは言いません

が、そのままほうつておくと会館の運営の方だけ

にその中心が移つていって、大きな目的である調

査研究等がおさなりになつっていく心配がないだろ

うか。さつき私が申し上げたように、もし没入金

の中でも、これが貯金事業特別会計で処理できるも

のならば、その中からそういう調査研究費を振興

会に幾らか回してやるというような方法も講じら

れるのではないかという気もします。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事

業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも

一切しないわけでしょう。そうしますと、例え

ば調査研究というものは金にならないのです。本を

出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾ら

か買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究の体制がだんだん小さくなつていく。その辺

に懸念がないわけではありませんということは申

し上げておきます。

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金

法第九十三条第三項に規定されているとおり、運

営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

ことで、予算案を認可するわけでござりますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲

裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでござります。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁

裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるか

ら、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサ

ービスをやる公益施設、そういうところの職員

の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そうな

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるので

よ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事

業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも

一切しないわけでしょう。そうしますと、例え

ば調査研究というものは金にならないのです。本を

出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾ら

か買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究の体制がだんだん小さくなつていく。その辺

に懸念がないわけではありませんということは申

し上げておきます。

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金

法第九十三条第三項に規定されているとおり、運

営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

ことで、予算案を認可するわけでござりますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲

裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでござります。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁

裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるか

ら、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサ

ービスをやる公益施設、そういうところの職員

の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そうな

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるので

よ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事

業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも

一切しないわけでしょう。そうしますと、例え

ば調査研究というものは金にならないのです。本を

出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾ら

か買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究の体制がだんだん小さくなつていく。その辺

に懸念がないわけではありませんということは申

し上げておきます。

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金

法第九十三条第三項に規定されているとおり、運

営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

ことで、予算案を認可するわけでござりますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲

裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでござります。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁

裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるか

ら、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサ

ービスをやる公益施設、そういうところの職員

の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そうな

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるので

よ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事

業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも

一切しないわけでしょう。そうしますと、例え

ば調査研究というものは金にならないのです。本を

出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾ら

か買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究の体制がだんだん小さくなつていく。その辺

に懸念がないわけではありませんということは申

し上げておきます。

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金

法第九十三条第三項に規定されているとおり、運

営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

ことで、予算案を認可するわけでござりますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲

裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでござります。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁

裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるか

ら、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサ

ービスをやる公益施設、そういうところの職員

の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そうな

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるので

よ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政職員に準じて扱うといふ程度のこと

をひとつ腹に入れておいて、監督指導をお願いしたいと思います。

最後に、さつき申し上げた貯金会館以外の事

業、いわゆる調査研究、それから書物の発刊があ

りますね。その経費は郵政省からは補助も何にも

一切しないわけでしょう。そうしますと、例え

ば調査研究というものは金にならないのです。本を

出した場合は本を売つて金になる。郵政省も幾ら

か買ひ上げてやるということがあり得ても、調査

研究の体制がだんだん小さくなつていく。その辺

に懸念がないわけではありませんということは申

し上げておきます。

○塙谷政府委員 これにつきましては、郵便貯金

法第九十三条第三項に規定されているとおり、運

営に關して通常必要とする費用の中で賄うといふ

ことで、予算案を認可するわけでござりますけれども、その認可した予算の範囲内で、それから仲

裁裁定に連じて給与改正を行つてはいるところでござります。

○阿部(未)委員 仲裁裁定に準ずるのはいいけれども、大体基本的なよりどころがなければ、仲裁

裁定は何ぼ引き上げよといふのが基本になるか

ら、大体郵政職員ぐらいとか地方公務員ぐらいとか、何かよりどころはないのですか。

○塙谷政府委員 これは私どもよりどころとして

は、これと同種の会館といいますか、そういうサ

ービスをやる公益施設、そういうところの職員

の給与などをよりどころにしてやつております。

○阿部(未)委員 これは非常に抽象的で、そうな

と地域ごとの差が出てくるおそれがあるので

よ。東京あたりの会館の従業員はかなり高いです

よね。田舎の方に行きますと安くなるでしょ。

周囲がですよ、我が貯金振興会がというのじゃな

いですよ。それを横目でにらんでやつたら、給与に差がついてくるおそれがあるのです。しかし、

実際は振興会の職員は全国大体同じ給与の水準でやつておるわけでしょ。

○塙谷政府委員 同じでござります。

○阿部(未)委員 それでは、かなり利益も出でてお

るようでござりますから、監督官庁の立場としては、大体郵政

ら役員の認可の事項、それから今まで参与制というのがあったのですが、この参与の廃止、それから資金計画の認可を削除するというようなこと、これは法律改正に伴うものです。それから、財務諸表を承認じゃなくて提出にとどめる、こういった点の改正があり得るというふうに想定しております。

○田並委員

わかりました。

それでは、今度の法改正の中で役員の選任に当たっては、もちろん今まで郵政大臣の任命でしたたが、今度は振興会の方で選任した者を郵政大臣に一応認可を得るということになつておりますが、「郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」このようにあるのですが、この認可の基準というのは特別に郵政省としては考へているのかどうか、これをお聞かせを願いたいと思います。

○塙谷政府委員 役員でございますが、これは学識経験の豊かな方が望ましいわけでございます。特に「郵便貯金振興会は、『郵便貯金の普及に寄与することを目的とする』」こととなっておりまして、法人活動の中心的な役割を担う役員につきましては、その法人の性格から、省と一体となつた整合性が必要でありまして、この意味から、郵便貯金に関する専門的な知識経験を有する者が望ましいのではないかと考えております。役員の認可に当たりましては、この点を踏まえて対応してまいりたいと考へております。

○田並委員 そこで、今度の改正法の八十二条によりますと、「定款記載事項」の中の五項目目に、「役員の定数、選任方法その他役員に関する事項」ということになつてます。この役員の選任は、どういう方法で選ぶのですか。この役員の認可を受けて、理事長が任命する。「このようないふうに想定してありますね。そうすると、今度理事

長を含める役員というのはどういう方法で選ばれるのかということについて、条文を読んだ限りではちょっとよく理解できないものですから、役員は最終的にどこがどういう方法で選任をするのだろか、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○塙谷政府委員

この法律の施行のときに現に振興会の役員である理事長、監事、理事が、その時点で評議員会によって選任されたと存続していく、そしてそのまま役員として存続していく、その理長が評議員を選任する、こうしたことになります。

○田並委員 ちょっと、いろいろ行き違ひができるようなときも多分あると思うのですが。評議員も役員も一遍にやめるなんということはないでありますし、また一遍に解散するということはあり得ないかもしれません。ただ、時期的に見て、それが重なるようなときだってないわけじゃないと思うのですね。そういうとき、ちょっと心配をしましたからお聞きをしたのですが、そうなりますと、評議員会というのは重要な事を審議をするために設置をするということになつております。その評議員会がいろいろ議する重要な事項といふのは、では具体的にどういう中身なんだらうか

と思うのですが、これはどういう中身を考えられているのでしょうか。

○塙谷政府委員 重要な事項といつましても、例え定款の変更、事業計画あるいは役員の選任、例えば定款の変更、事業計画あるいは役員の選任、つまりたところを想定しております。

○田並委員 もう一回局長、役員の選任について、現在の振興会の役員がそのままこの法律施行のときの役員として選任をされたものとみなすわけですね。それで、そこから今度は郵政大臣の認可を受けて理事長が評議員を任命する。こういふ格好になりますね。そうすると、その理事長が交代をするときは評議員会がそれを選ぶというこ

となんですか。そういうふうに理解をしてよろし

いわけですか。

○田並委員 そうすると、今の条文で役員の改選期に特段のトラブルは考えられない、心配ないといふことで理解していいわけですね。

それでは次に、評議員会といふのは、今言われたような大変重要な事項を審議をする機関として設置をされるわけでございますが、これは常設に設置をされるわけですね。

それでは、それともその都度、例えば年に一回とか、特に定款の変更が生じた場合あるいは新年度の事業計画、予算を決める際にどういうことで、非常に回数を少なく効率的にやるのかどうか。その辺はどういうふうにお考えになつてあるのでしょうか。

○塙谷政府委員 評議員会としては、常設といふか、評議員会といふ組織があるのでございますが、その会議がどういう頻度で開催されるか、これは評議員会にかけるべき重要な事項が生じたときにその都度適宜開催されるものと想定しております。

○田並委員 次にお聞きしたいのは、先ほども阿部委員さんの方からお話をありました、振興会の行う調査研究について、五十九年度もかなり濃密な調査研究をされているようありますが、これは郵政大臣の諮問でやるのでなく、自主的に振興会の方で行うものなのか。しかも、郵政審議会や行政の各種審議会、私の諮問機関まで含めますとかなりの数、特に貯金の関係についてはあると思うのです。それとの整合性はどう考へているのか。

例えば、郵便貯金の振興に関係する基本的な部分の調査研究なり、金融自由化に対応するように心に調査研究して郵便貯金の振興に資するようになります。その物差しがあるのかということ。もう一つは、この調査研究の結果を、郵便貯金事業の振興に役立たせるための方策として郵政省とし

てはどのように生かしているか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○塙谷政府委員 お尋ねの件でございますけれども、今郵便貯金振興会の本部に貯蓄経済研究センターというのが設けられておりまして、ここで振興会が自主的に経済、金融に関する文献などの基礎資料の収集、整備でありますとか、諸外国の郵便貯金制度に関する調査研究、貯蓄経済理論の研究、貯蓄機関国際シンポジウムの運営、こういったところの研究を行つております。

それから、調査研究の結果につきましては、郵便貯金の運用制度のあり方についての方策とかエレクトロニクス化、金融自由化対応策などについ参考までに、今この調査研究の成果として挙げられているものを紹介申し上げますと、郵便貯金資金の地方還元と金融の地域構造分析、金利自由化と郵便貯金資金の運用、金利自由化と個人金融サービスのあり方、エレクトロニクス化の進展と国民生活財蓄経済モデルに関する理論的研究、こういったものが調査研究の成果として挙げられるわけでございます。

○田並委員 わかりました。

そうすると、郵政大臣の諮問によつて行うのではなくて、あくまでも自主的な判断でこれを行う。結果的には、今言つたように郵便貯金を取り巻く諸環境に対応するようなあるいはこれから郵貯のあり方等についての具体的な課題についての調査研究をされる、それを郵政省が参考になるものは、一応受けて具体的に事業に反映させていく。こういうように理解をしてよろしいわけですか。

○塙谷政府委員 おつしやるとおりでございます。

○田並委員 次に、今度の法改正で振興会の役員

の選任、評議員会の設置、財務会計の規制緩和、このように限定されているのですが、このことによつて振興会の行う事業の拡大というのは何か考えられているのか。例えば先ほども阿部委員さんも言われましたように、会館の運営が主体で、それ以外の新しい事業というのがなかなか見えない。もちろん郵便貯金振興に関係する認可法人ですから、それ以上手広く何かほかのことをやるなどということは言えないのかもしれないが、いろいろな意味で郵便貯金を利用している人たちのための事業の拡大というのが考えられているのか、今言った三つだけに限定して、振興会としてはそれ以上の新規の事業は考えておらないのか。

○塙谷政府委員 郵便貯金振興会の業務として、

郵便貯金の普及に寄与するために必要な業務がで

きることになつておるわけあります。これは、

郵便貯金法の第八十八条规定に「振興会は、次の業務を行う。」とあります。「郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行」、それから「第四条第一項

の施設の運営」、これは会館の運営でございます。

それから「前二号に掲げる業務に附帯する業務」、

この調査研究と会館運営の附帯業務。第四号に、「前二号に掲げるもののほか、郵便貯金の普及に

寄与するために必要な業務」というのがあります。これはどういうものがあるかということなのです

ですが、私ども、時代の進展に伴いまして、預金

者の利益を図るために業務の開拓など、多様化

した預金者のニーズに対応した業務の展開も必要と

考へているわけでございます。今さしあたつて特

にこれについて具体的に挙げられるものはござい

ませんが、むしろ私どもは、振興会といふせつかの受け皿があり、かつ、今度の法律改正でいろいろ活力をつけようということでおざいますので、何か格好な事業がないか、ということを鋭意考

えまして、心がけてまいりまいと思っておりま

す。

○田並委員 五%増といふことでも、約七百万人

になるのでしょうか。

郵便貯金会館の新增設を、臨調の第五次答申で

今のところストップさせられている格好になつて

いますね、大臣。これは先ほどから話を聞いてお

りましてわかるように、郵便貯金振興会といふのは、国からの交付金とか補助金とかというも

らお借りして、それをもとに運営をしておるわけ

ですが、いざれにしても、交付金、補助金といふ

のはないわけですね。そうすると、そういうこ

とまで臨調が、はつきり言って口を入れて、利用

すること

によつて、民間の知恵の結集を図りながら、貯金の事業が郵便貯金を利用してゐる人たちのためになる、また振興に役立つようなことをやつていきたいのだというお話をあつたものですかから、それならば具体的な中身があるのかといふこと、お聞きしたのですが、民間でもいろいろやつておられる仕事がありますので、民間の事業に圧力にならぬような形で、しかも具体的に民間の知恵を絞りながら、振興会がさらにさらなる発展するような努力をしていかなければいけないので、どうか、このように思いますので、その辺の十分な検討をお願いしておきたいと思うのです。

そこで、郵便貯金会館の利用状況については、

ここ何年か大変伸びてきておると思うのですね。

五十九年度で大体六百五十万人の利用者があつた。昭和六十年度はどのくらいを見込まれておる

のか、それを参考までに聞かせていただければあ

りますか。

○塙谷政府委員 今、郵便貯金会館は十五都市に

置かれましていろいろ御好評をいただいて、開設

以来十五年間で六千二百万人の利用をいたしております。

ところが、ある地方では、一つのプロックに二

カ所もある。決して二カ所あるからいけないんじ

やなくて、大いに結構なことなんですが、そういう

人口の分布から考えてみて、利用者が偏在をし

ているんじゃない。そういう意味では、郵便貯

金を利用する人にとつてみると、地域の偏重

をしている、利用したくともなかなか利用できな

い、こういう側面も出てきておるので、確かに臨

調の第五次答申ではそういうような指摘があるに

しても、郵政省としては決意を新たにして、国民

のためになる、利用者のためになる、しかも郵便

貯金の振興に役立つ、こういう観点からこの第五

次答申についてよく臨調の方とも話をして、我が

方としてはこういう国の補助金も交付金も出でお

らない振興会のやる事業について、ぜひもつと幅

広く国民の皆さん利用をいただけるようになつた

いんだということを言って、新增設の方向に踏み

切るべきじゃないか、そのことによって地域の利

用者の偏重をなくしていく、こういう努力もあわ

せて行うべきであろう、このように考えるのです

が、いかがなものでしようか。

○塙谷政府委員 おつしやるとおり、この臨調答

申があるわけでござりますけれども、もう一つ、

この会館の新設というもの、先生おつしやるとお

りあるところ、大都会とかそういうところは

ともかくとして、既存のところではないところでそ

の新設についての需要といいますか、必要が大變

高まつてゐる、そういう声が大きいというのも私

者

の側からすれば今

の十五の会館では不足だ、も

つと多くつくることによつて——これはもちろん

民間を圧迫しない程度ですが、民間だつて同じよ

うないいろいろな施設があるのですから。それにし

ても、会館の新增設というのを望んでいる人はか

なり多いと思うのですね。特に、私なんかが住ん

でいる関東地方では、東京と横浜にしかないわけ

です。北関東にはないわけですね。私は埼玉で

すから、北関東というと群馬、栃木、茨城の方に

なっちゃうのですが、いずれにしても北関東には

ない。

ところが、ある地方では、一つのプロックに二

カ所もある。決して二カ所あるからいけないんじ

やなくて、大いに結構なことなんですが、そういう

人口の分布から考えてみて、利用者が偏在をし

ているんじゃない。そういう意味では、郵便貯

金を利用する人にとつてみると、地域の偏重

をしていて、利用したくともなかなか利用できな

い、こういう側面も出てきておるので、確かに臨

調の第五次答申ではそういうような指摘があるに

しても、郵政省としては決意を新たにして、国民

のためになる、利用者のためになる、しかも郵便

貯金の振興に役立つ、こういう観点からこの第五

次答申についてよく臨調の方とも話をして、我が

方としてはこういう国の補助金も交付金も出でお

らない振興会のやる事業について、ぜひもつと幅

広く国民の皆さん利用をいただけるようになつた

いんだということを言って、新增設の方向に踏み

切るべきじゃないか、そのことによって地域の利

用者の偏重をなくしていく、こういう努力もあわ

せて行うべきであろう、このように考えるのです

が、いかがなものでしようか。

○田並委員 おつしやるとおり、この臨調答

申があるわけでござりますけれども、もう一つ、

この会館の新設というもの、先生おつしやるとお

りあるところ、大都会とかそういうところは

ともかくとして、既存のところではないところでそ

の新設についての需要といいますか、必要が大變

高まつてゐる、そういう声が大きいというのも私

の側からすれば今

の十五の会館では不足だ、も

つと多くつくることによつて——これはもちろん

民間を圧迫しない程度ですが、民間だつて同じよ

うないいろいろな施設があるのですから。それにし

ても、会館の新增設というのを望んでいる人はか

なり多いと思うのですね。特に、私なんかが住ん

でいる関東地方では、東京と横浜にしかないわけ

です。北関東にはないわけですね。私は埼玉で

すから、北関東というと群馬、栃木、茨城の方に

なっちゃうのですが、いずれにしても北関東には

ない。

ところが、ある地方では、一つのプロックに二

カ所もある。決して二カ所あるからいけないんじ

やなくて、大いに結構なことなんですが、そういう

人口の分布から考えてみて、利用者が偏在をし

ているんじゃない。そういう意味では、郵便貯

金を利用する人にとつてみると、地域の偏重

をしていて、利用したくともなかなか利用できな

い、こういう側面も出てきておるので、確かに臨

調の第五次答申ではそういうような指摘があるに

しても、郵政省としては決意を新たにして、国民

のためになる、利用者のためになる、しかも郵便

貯金の振興に役立つ、こういう観点からこの第五

次答申についてよく臨調の方とも話をして、我が

方としてはこういう国の補助金も交付金も出でお

らない振興会のやる事業について、ぜひもつと幅

広く国民の皆さん利用をいただけるようになつた

いんだということを言って、新增設の方向に踏み

切るべきじゃないか、そのことによって地域の利

用者の偏重をなくしていく、こういう努力もあわ

せて行うべきであろう、このように考えるのです

が、いかがなものでしようか。

○田並委員 おつしやるとおり、この臨調答

申があるわけでござりますけれども、もう一つ、

この会館の新設というもの、先生おつしやるとお

りあるところ、大都会とかそういうところは

ともかくとして、既存のところではないところでそ

の新設についての需要といいますか、必要が大變

高まつてゐる、そういう声が大きいというのも私

の側からすれば今

の十五の会館では不足だ、も

つと多くつくることによつて——これはもちろん

民間を圧迫しない程度ですが、民間だつて同じよ

うないいろいろな施設があるのですから。それにし

ても、会館の新增設というのを望んでいる人はか

なり多いと思うのですね。特に、私なんかが住ん

でいる関東地方では、東京と横浜にしかないわけ

です。北関東にはないわけですね。私は埼玉で

すから、北関東というと群馬、栃木、茨城の方に

なっちゃうのですが、いずれにしても北関東には

ない。

ところが、ある地方では、一つのプロックに二

カ所もある。決して二カ所あるからいけないんじ

やなくて、大いに結構なことなんですが、そういう

人口の分布から考えてみて、利用者が偏在をし

ているんじゃない。そういう意味では、郵便貯

金を利用する人にとつてみると、地域の偏重

をしていて、利用したくともなかなか利用できな

い、こういう側面も出てきておるので、確かに臨

調の第五次答申ではそういうような指摘があるに

しても、郵政省としては決意を新たにして、国民

のためになる、利用者のためになる、しかも郵便

貯金の振興に役立つ、こういう観点からこの第五

次答申についてよく臨調の方とも話をして、我が

方としてはこういう国の補助金も交付金も出でお

らない振興会のやる事業について、ぜひもつと幅

広く国民の皆さん利用をいただけるようになつた

いんだということを言って、新增設の方向に踏み

切るべきじゃないか、そのことによって地域の利

用者の偏重をなくしていく、こういう努力もあわ

せて行うべきであろう、このように考えるのです

が、いかがなものでしようか。

○田並委員 おつしやるとおり、この臨調答

申があるわけでござりますけれども、もう一つ、

この会館の新設というもの、先生おつしやるとお

りあるところ、大都会とかそういうところは

ともかくとして、既存のところではないところでそ

の新設についての需要といいますか、必要が大變

高まつてゐる、そういう声が大きいというのも私

の側からすれば今

の十五の会館では不足だ、も

つと多くつくることによつて——これはもちろん

民間を圧迫しない程度ですが、民間だつて同じよ

うないいろいろな施設があるのですから。それにし

ても、会館の新增設というのを望んでいる人はか

なり多いと思うのですね。特に、私なんかが住ん

でいる関東地方では、東京と横浜にしかないわけ

です。北関東にはないわけですね。私は埼玉で

すから、北関東というと群馬、栃木、茨城の方に

なっちゃうのですが、いずれにしても北関東には

ない。

ところが、ある地方では、一つのプロックに二

カ所もある。決して二カ所あるからいけないんじ

やなくて、大いに結構なことなんですが、そういう

人口の分布から考えてみて、利用者が偏在をし

ているんじゃない。そういう意味では、郵便貯

金を利用する人にとつてみると、地域の偏重

をしていて、利用したくともなかなか利用できな

い、こういう側面も出てきておるので、確かに臨

調の第五次答申ではそういうような指摘があるに

しても、郵政省としては決意を新たにして、国民

のためになる、利用者のためになる、しかも郵便

貯金の振興に役立つ、こういう観点からこの第五

次答申についてよく臨調の方とも話をして、我が

方としてはこういう国の補助金も交付金も出でお

らない振興会のやる事業について、ぜひもつと幅

広く国民の皆さん利用をいただけるようになつた

いんだということを言って、新增設の方向に踏み

切るべきじゃないか、そのことによって地域の利

用者の偏重をなくしていく、こういう努力もあわ

せて行うべきであろう、このように考えるのです

が、いかがなものでしようか。

○田並委員 おつしやるとおり、この臨調答

申があるわけでござりますけれども、もう一つ、

この会館の新設というもの、先生おつしやるとお

りあるところ、大都会とかそういうところは

ともかくとして、既存のところではないところでそ

の新設についての需要といいますか、必要が大變

高まつてゐる、そういう声が大きいというのも私

の側からすれば今

の十五の会館では不足だ、も

つ







に、なぜ貯蓄心を減殺するような考え方が安易に出でてくるかということに、実は私は憤りを感じて、比較金融理論といいますか、国際的な比較金融理論の上に立つても、また、国内の貯蓄心を大切にするという意味においても、消費を美德だと考える理論と闘つていかなくちゃならぬ時代が来たな、こういうぐあいに考えているわけござります。したがつて、今から税制改正の中いろいろな議論が——私の方の党も検討すると言うておりますわけでございまして、廃止とは言うてないのであります。検討をする時期が来た。それから、政府税調もそのように考へているときには、経構研が廃止を含めて検討するという突出した考へ方が出ましたので、これに対応する理論武装をひとつ我々も考へ、先生方もどうぞお教え願いたい、こういうぐあいに思つてることを率直に申し上げまして、私の考へ方を申し上げる次第でござります。

つては二千三百三十台というふうになつてゐるようですが、それでも、設置基準とでもいいますか、使用件数のガイドラインというものが果たして設定されているものかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○ 塩谷政府委員 C.D. ATMの設置につきまして、これは利用が多く見込まれる郵便局から順次設置しております。中でも利用がなお多いところは優先的にATMを設置していくことでございます。それから、局舎狭隘のためATMを設置できない郵便局、あるいは利用度がATM設置局より少ない郵便局にはCDを設置して、先ほど先生がおっしゃったような数字の配置状況になつておるところでござります。

○ 中川(嘉)委員 郵便局の場合、民間金融機関、特に都市銀行といったように、人が集まりやすい、また交通量の多い一等地であるとかあるいは繁華街にあるとは限つてないわけです。ましてや全国に普通局が一千局、また特定郵便局が一万八千局あるわけですから、もっと効率的に使用されるよう、地域住民を初め貯金者に対してPRをしっかりと行うべきだ、このように私は思うわけです。また局外設置についても当然同じであります。まして、例えば東京郵便貯金会館には五十九年九月から設置されているようですが、少し調べてみたところ、さほど利用されているように見受けられないわけですから、これらの点について今後どのように対応していくかとされるか伺つておきたいと思います。

○ 塩谷政府委員 郵便貯金会館などにCDも設置したわけでございます。これは最近のことですが、いまして、郵便貯金会館に設置されていることは余り知られていないこともあります。おっしゃるとおり、郵便局に置いたものよりも残念ながら利用が少ない現状であります。私ども、せつかくの便利なものでございますので、今後多くの人に利用していただくために、PRに工夫していくことを思つております。

それから、確かにこれは一種の窓口が郵便局舎

を離れて自動的に機能する役割を持った機械でありますので、郵便局以外の場所へ設置すること、いわゆる局外設置も結構なことではないかと思います。これがございまして、郵便局につけることはもとより、郵便局のない大学、デパートなど人の出盛るところに設置の要望が強いわけでございまして、私どもこの局外設置につきましても、事情の許す限り手がけてまいりたいというふうに考えております。

○中川(基)委員 時間も来たようなので、最後に一点伺つておきたいと思います。

こういうことに関連して東北郵政研修所というのがあります、これは非常に閑静な住宅地の中に置かれているわけですから、この研修所は郵政の職員のみが利用する研修所である。その門のところに、地域住民も利用できるというようになつてゐるわけですが、三月に新しく設置されたことで正確なデータとはならないと思いますけれども、最高利用件数が一日三十六件ということだったそうです。CDとかATMといふのは決して安いものではないわけなんですが、ATMは一台一千万円もある機械であります。利用者サービスを図るために、利用が多く見込まれる郵便局に設置することになつてゐるわけですから、もつと市場調査といったことを事前にしっかりと進めていくべきではないか、このように指摘しておきたいと思いますが、最後にこの点についてお答えをいただきたいと思います。

○塙谷政府委員 このATMの利用状況、これは私どものデータでは全国一日平均七十件でございます。御指摘のところは半分ぐらいしかないということでもつたない話でございますので、その辺の効率的な利用の増加といったことをよく検討し、また指導してまいりたいと思つております。

○中川(基)委員 以上で終わります。

○畠委員長代理 永江一仁君。

○永江委員 郵便貯金法の改正につきまして、午前中ずっと審議が続いておるわけでございます。

が、若干重複するところがありますけれども、党興会の自主性をできるだけ強化していくという方向での改正でありますから、私たちは基本的に賛成でございます。しかしながら、この郵便貯金振興会のパンフレットもいただいておるのでござりますが、「調査研究」あるいは「出版物の刊行」というようなことも書かれておるのでござります。我々今まででも余り目にしたことはないわけですが、もう少し具体的にそういう「調査研究」あるいは「出版物の刊行」の現状について御説明いただきたいと思います。

○塩谷政府委員 会館の運営と並んで、郵便貯金振興会の仕事の大きな一つといたしまして調査研究、出版があるわけでございます。

この調査研究の現状でございますが、目下郵便貯金を含めて金融全体が正面しております経済状況あるいは問題意識、これは金融の自由化ということでございまして、金融の自由化というのは業界の自由——金融全体をやる証券業でありますとかあるいは銀行業務、そういった業種間の垣根を越えて、いろいろな業務を多角的に銀行業界、証券業界を問わざやれるようにするというようなこともあります。

また、もう一つ大きな問題点といたしまして、金利の自由化ということがあります。現在まで預貯金金利は、法律で規制されております規制金利のもとにありますわけでございますが、現実の市場の金利の動きは、こういった規制金利で預貯金が動くこととは別に、大量に国債が発行されておりまして、この国債が市場の値段で売買される、そこで長期の金利が決まってくる、それに関連して短期の金利も決まるということで、自由市場での市場メカニズムによる金利の決定というのが、現実に日増しに力を増してきてるわけでござります。こういった自由化に相応して、ではどういうことを考えたらいいか、どういう対応をしたらいい

いかということが、これから調査研究の大きな問題でございまして、特に郵便貯金の場合は、これは資金の運用が全部資金運用部に預託され、財政投融資の一環として運用されている。そして片や預貯金、これについては民間の臨時金利調整法あるいは郵便貯金法などで、法律、政令に基づいて金利が決まっているという仕組みにある。この辺は、これから金利自由化の状況にどう対応していくか、こういうことが研究の主な対象、テーマでございまして、これに関連して幾つかの研究成果をいただいており、私どもそれを参考にしてこれから政策決定を心がけていただきたいというふうに考えておるところでござります。

○永江委員 今御答弁ありましたように、これら金利の自由化も含めてこういった郵貯の問題、金利の問題、国民に理解を深めていただく、そのため調査研究ということがありますます重要になります。

これは予算の関係もあると思いますが、第一線で郵便貯金に走り回つておる職員からいたしまして、本当にこのいわゆる郵便貯金振興会が役立つておるのかどうか、もう一つ実感を感じないと、う声をよく聞くわけでございます。もう少し目に映るというか、調査研究、出版もいいけれども、テレビ等も使つて、本当にわかりやすく国民にアピールしていくというような方向も大いに研究すべきでないかという、本当に第一線の職員からの声を聞くわけなんですけれども、こういう点についてはいかがでございましょうか。

○塙谷政府委員 調査研究と並びまして、この郵便貯金会館におきまして、これは会館の運営を振興会に委託しているわけでございますが、この郵便貯金会館というのは郵貯の普及を目的とした施設ということで、周知宣伝のため広く一般国民の利用に供する、それによって郵便貯金の制度内容や郵便貯金の果たす役割などについて国民の理解と認識を深めることになる、あわせて地域社会の文化に貢献するということになるわけでございま

現場の要望ということで、いろいろその辺、もつとイメージが強烈に結びつくようについてのこと、そのためテlevi等を活用して宣伝をしたらどうかということも聞くわけでございます。私ども、テlevi等を活用した郵便貯金会館あるいは郵便貯金の周知宣伝について、節度を持って配慮したいと思いますし、また、あるいは永江先生も御存じのケースだと思いますけれども、郵便局によつては現場の諸君が郵便貯金の利用者に、郵便貯金会館と具体的にイメージが結びつくように、例えばその郵便局の利用者団体・預金者の会の皆様方をいろいろ、例えば料理講習会でありますとか、あるいはいろいろな財テク的な相談の講習会、そういうふた会合を郵便貯金会館を使って行うことによりまして、郵便貯金をすることがこういった会館の設置、運営に結びついている、それがまたそういうふた会合でいろいろな知識なり利便を受けることによって郵便貯金のもう一つの利益を受けるというようなことで、そういう結びつきに成功している例も聞いているわけでございままいりたいと思っております。

○永江委員 と申しますのは、この郵便貯金振興会は、もちろん会館の運営も大事なことでございまして、現場の皆さん方がもっとそういう点について熱意が持てるような積極的施策を考えますけれども、ただ、会館の運営だけがすべてということであるならば、果たしてこういった振興会が必要なのかどうかという基本問題まで若干考えざるを得ない気もするわけでございます。

もちろん私は、こういった会館がさらにも充実していくことを決して否定するものじゃございませんけれども、この振興会がやはりそういった調査研究と同時に、当初局長言われたように、これから金利自由化の中でもさらに国民に、先ほど郵政大臣がここで力強く言われたそいつた郵便貯金あるいは金利の問題も含めて、消費が美德だけで

会で、この郵便貯金振興会が運営するという、この会の意義があるのですね。郵便貯金振興会といふ、文字どおり振興会です。郵便貯金を貯め、それを活用して、この会の意義があるのです。会館の管理運営であれば、ホテル業者に任しておる方が多うと上手にやるかもわからぬわけありますから、そういう点で私は、この郵便貯金振興会のあり方として、そういう方向により力を入れるべきでないかと思うわけですが、局長なり大臣のお考えを聞いておきたいと思います。

○塙谷政府委員 今まで私ども調査研究でいろいろこの振興会にやつてもらっていることがございましたし、先ほど自由化との関連でいろいろ、例えば金利自由化と郵便貯金資金の運用でございますとか、金利自由化と個人金融サービスのあり方でございますとか、エレクトロニクス化の進展と国民生活、こういったよなことは、はたまた貯蓄経済モデルに関する理論的研究、こういうよなことでいろいろ調査研究も充実してもらっているわけでございます。

もう一度それとは別に私ども、郵便貯金振興会、会館の運営、調査研究以外に、その他郵便貯金の普及に役立つといいますか、普及に資するような業務、これを大臣の認可によつて振興会ができるよう法律で規定しておりますので、この項目に盛られる振興会の新たな業務といいますか、時代のニーズに即応した新たな業務ができるようになります。

○永江委員 大臣、いかがでしょう。

○佐藤国務大臣 振興会の仕事の中に、郵便貯金の調査研究、刊行物を発行する。実は私はまだその刊行物を見たことがないでございまして、非常に恥ずかしい次第でござりますが、そういうところで、郵便貯金がどのように使われているかと、いうことをいま少し国民にわかりやすく説明する刊行物が出ているのかどうか、私はわかりませ

預けして、そのお金の百兆円の中から十二兆円を全国の都道府県に財投という名前のもとに使っていただいているとか、それから住宅政策は大切であるからといって住宅金融公庫あたりに二十兆円もお金を貸して、それが皆さん方の住宅を建てて資金に使われているのだとか、そういうことをわかりやすく話すようなパンフレット、刊行物を発行する振興会になれば、私は非常にまたいい結果が出るのじゃなかろうかと思つておりますので、ちょっとと目を配らせて、そういうぐあいに指導していただきたい、こう思つております。

○永江委員 もう一点のこの振興会の仕事といいますか、この会館運営でござりますが、午前中にもいろいろ御議論がございましたけれども、いろいろ見ますと、かなり場所によつて差があるそうですが、利用が多い。これはこれで結構なんですが、どういった例えばこの会館の宿泊の場合、何か制約はあるのですか。申し込みがあれば宿泊者は、あいておればだれでも入れるわけですか。

○塙谷政府委員 別段、御利用の向きに特段の制約はございません。先生おつしやいますとおり、申し込みをいただいて、こちらに余裕があればお受けする、こういうことになつております。

○永江委員 これも個人的な意見のような面もありますが、郵便貯金会館に入学シーズンなどに申し込んでも、ほとんど入れないという声も実際に聞いておるわけでございます。その理由をいろいろ聞いてみると、一つの企業がかなりの長期間借りておる、そしてこれを利用して出張に使つておる。そういうことで非常にローテーションが悪いといふか、会館から見ればだれでもお客さんはお客さんだからいいわけですから、単発的にこういった入学シーズンに入りたいと、郵政省の職員あたりが子供さんの宿泊で申し込んで、なかなか泊まれない、こういう苦情を二、三聞いたものですからこういうお尋ねをしておるわけでございますが、実態はどのようにございましよ

か。

○塙谷政府委員 会館の利用についてでございますが、これは広く国民の皆様各層に公平に開放されておりまして、この予約の申し込みは、六ヶ月前から先着順という仕組みで受け付けをしているところでございます。先生御指摘の会社の通年貸し切りなど、これは全会館ともそのような事実はございません。また、郵政省が優先利用するというようなこともございません。これはあくまで広く一般の皆様に公平に御利用いただくというのが趣旨になつていてるわけでございます。

ただ、郵便貯金の宿泊部門は、十五館平均で一館当たり約四十室でございます。絶対的な部屋数が少ないために、お客様の御希望に十分こなえられない状況にございます。ある意味では、それだけ人気沸騰で多數御利用いただくのはありがたいことでござりますけれども、絶対数が不足するということでおざいまして、今後の施設改修計画などにおいては、御指摘の点も踏まえまして十分検討してまいりたいと考えております。

○永江委員 次に、少し質問の観点を変えまして、いわゆる郵便貯金の給与預入というのですか預け入れの件ですが、最近は普通のサラリーマン、我々も含めて銀行等に給料の振り込みというのがほとんど定着しておるわけでござりますけれども、郵便貯金のそいつた給与預入の中で、国家公務員はできないということを現場の諸君から聞いておるのでございますが、この事実関係について御説明いただきたいと思います。

○塙谷政府委員 郵便貯金の給与預入の取り扱いでございますが、これは受け入れ側の郵便貯金として、一般の人々が通常郵便貯金に口座をつくりまして、そこへ給与支払い者が給与金を預入する、こういう取り扱いになるわけでございます。これが民間の場合でございます。その結果、現在郵便

か。

貯金を利用した国家公務員の給与預入は取り扱っていない状況にありますので、これから公務員の方々の利便の向上を図るために、関係の向きと十分協議して、改善に向けて努力したいと思つております。

○永江委員 そこがちょっと、今まで銀行には振り込みができたけれども、郵便局の方へはなぜ給与振り込みができなかつたのかという理由がなかなか納得できないのです。実は私も、この話を聞くまでは、まさかと思っておつたのでございました。郵便局の貯金を集めること一生懸命やつておる者がいろいろ努力をして、私の聞いておりますところによると、八千四百事業所から約五十五万人が郵便局に給与振り込みをもう既にやつておるそうです。これには現場で皆かなり努力をしておるわけですから、肝心の国家公務員にそういうことをしてもらおうと思うと、いや何か法律でできない、こういう答弁が出てくるのでございますが、今の日本銀行を通じてといふと何か法律でできない、そういう答弁が出てくるのでございますが、今まで銀行を通じてといふところに何かネックがあるわけですか。

○塙谷政府委員 これは、日本銀行が指定した金融機関云々という点についての会計法規の解釈などについて、まだまだ関係の向きとの協議が十分でなかった、その結果そなつておると思います。この辺、要望が強いという先生の御指摘のとおりでござりますので、その方々の利便の向上を図るために努力したいというふうに考えております。

○永江委員 これは何か会計法の関係ということです。この辺、要望が強いという先生の御指摘のとおりでござりますが、きょうは大蔵省の方にも来ていて御説明いただきたいと思います。

○塙谷政府委員 郵便貯金の給与預入の取り扱いでございますが、これは受け入れ側の郵便貯金として、一般の人々が通常郵便貯金に口座をつくりまして、そこへ給与支払い者が給与金を預入する、こういう取り扱いになるわけでございます。これが民間の場合でございます。その結果、現在郵便

か。

支払い者が給与相当額の現金なり証券を提出いたしまして、郵便局の窓口から預入するという形で行われておりますが、公務員の給与振り込みの場合は、御指摘のとおり、会計法第二十一条の規定に基づきまして、国庫金の取扱機関である日銀を通じて、日銀と取引関係のある指定金融機関との間の資金決済でやつておる、そして職員の給与の預金口座への振り込みが実施されているものでござります。実はこれは、物品の購入代金や請負工事の代金等、一般的の歳出金の支払いについて、かねてから預金口座振り込みによる支払いが実施されておりまして、給与もそれに乗つたというような経験を踏まえて移行になつたものでございま

す。給与の振り込みは、給与の支払いを、職員への現金払いにかえて直接預金口座へ振り込む形で支給しますので、所定の給与日に確実に短期間振り込みで実施されませんといかぬという担保が必要であると考えておりまして、この点は、取り扱い方法なり事務手続なり、十分検討いたしまして対応しなければならぬのかなと考えておる次第でございます。

○永江委員 ちょっとわかりにくいのですね。さうも郵政省の方に聞くと、郵政省の方は現業であるからできる、しかし、例えば国立大学の先生とかいった人の給料は振り込めない、こういう違和感聞いたわけなんですけれども、我々の常識では、銀行あるいは郵便局に給料が振り込まれるのはもう当然だと思つておつたのですが、国家公務員の、しかも一部の人々については、郵政省の場合は特別会計だから、ここから払える給料はできる、しかし一般的の職員はちょっと難しいとということで、同じ国家公務員でも差があるそなんですか。

○兵藤説明員 郵政特別会計の職員の方の給与の取り扱い方法は、実は事前に十分取り扱い方法、手続を御協議を受けて実施されたということではありませんでしたので、その点お答えが難しい

か。

署は元来、歳入金と歳出金とそれから郵便貯金の歳入歳出外現金、一團として繰りかえ払いにて支払ができる。いわば手元に日銀がありまして、それで支払いがどんどんきていくという繰りかえ払い出納官吏の制度があるわけでございます。

先生御指摘の会計法二十一条の規定は、一般的の支出はすべて日銀を通じて支払がされるわざでございます。日銀が各省の支出官から小切手を受け取りますと、国庫預金から現金を営業勘定に引き落としまして、それでその銀行間決済で振り込みを実施している。これは銀行取引を通じてコルレス先とやつておる。それは、一般的の歳出についてもそういうやり方をやつておるところへ給付が乗つかつたということでござります。

お話のように、郵政職員だけの場合は、手元の現金で同じ出納官吏が、先ほど言いましたような払込と預金の受け入れと一体でいわば預入といふ形ができるのですが、いわゆる預金決済を銀行と郵便局が直接できないというところが一つの壁ではないかなと思つておるのです。なかなかその御理解があるいは難しいのかかもしれません、そこのところの点がありまして、十分検討させていただきます。

○永江委員 大臣、おわかりになりましたか。我々も実際は、肝心のところは、国家公務員の中に、我々が銀行に振り込まれておるような形で給料を郵便貯金のところへ振り込みができないという一部の人があるというだけはわかるわけなんですね。その理由はなかなか我々もわからない。ちょうど今の話では、郵政省の職員は、現業というところからこれはできる、普通のやつは、日銀を通してそこから行くから銀行にしか行かない、こういうことのように聞こえるわけでございます。しかし

ながら、先端で郵便貯金を一生懸命集めておる者

からすれば、少なくとも民間企業からは郵便局への振り込みによつて給料を振り込ましておる、ところが、肝心の国家公務員のところへそれを頼みに行くと、法の壁によつてできない、こういうことになつておる。まことに不可思議といふか、納得できないということなんぞござります。

このことについて、郵政省としてはどうお考えになつておるのか、今後、大蔵省あるいは日銀との間の交渉の中でどういうふうになさろうとしておるのか、これは放置しておくのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○塩谷政府委員 私ども、国家公務員の給与預入に当たりまして公務員の皆さんから、郵便貯金を利用して給与預入をしたいという希望者が多くなつておる、ニーズが高まつておるということは十分承知しております、現在これを取り扱つておりませんけれども、いろいろ法令面の解釈などを鋭意詰めまして、日銀あるいは大蔵当局とも協議いたしまして、何とかこの実現に向けて努力しました。できるだけ早期に実現したいと考えております。

○永江委員 時間も来ましたので、最後に大臣から今の点につきましても、これは国家公務員の中にも郵便局を利用したいという希望もあれば、あるいは郵政省の本当の先端で貯金集めに苦労しておる職員からも非常に切実な声として、一番身近な国家公務員がそれができないというのは納得いかないという、まことに素朴であり、また当然な疑問が出ておるわけでございまして、この点御指摘申し上げましたので、大臣としてもひとつ取り組んでいただきたいと思ひますが、お答えをいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 問題点がわかりましたので努力していきたい、こう思います。

○永江委員 終わります。

○烟委員長代理 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 最初に、郵便貯金振興会についてお聞きします。

いろいろやりとりがありました。最初に確認し

ておきたいのですが、今回の改正は、民間法人化せよという臨調の最終答申、これの具体化である、今度の改正によつて臨調答申の趣旨は充足され、そういうことでしようか。

○塩谷政府委員 临調答申の趣旨が充足されたと云ふふうに考えております。

○佐藤社委員 この問題ではいろいろ経過のやもともと郵便貯金会館などは郵便貯金の剰余金で建てられておりました。当初財團法人だったのが、問題があるという議論がありまして、昭和五十二年から認可法人になつた。そのときに我が党は、やりとりがありました。当初財團法人だったのが、

臨調答申が出されまして、認可法人の形式は残しながら民間法人化するということでありまして、どうも逆行しているというふうに私は思うのですね。

問題は、今回の改正によつて、国民、利用者の立場から見て、具体的に何がどう変わるのかといふ点が大事だと思うのです。そういう点はどういうふうに考えておられますか。

○塩谷政府委員 佐藤先生、言葉を返すようですが、ますけれども、認可法人という形式を維持したままで民間法人化するということをございまして、これは、認可法人という形態を維持したままという意味では、昔の財團法人をもつと根柢をはつきりさせて認可法人にした、法律上根柢を持つ法人にしたことは変わつてないわけでござります。その点では、その当時御賛成いただいたことと変わつてはいない。

民間法人化ということの意味、これがちょっと誤解を招くのであります、これは民営化、民間資本の所有になつたわけではない、財團法人あるいは民法上、商法上の法人になつたわけではないわけでございまして、運営といいますか、その活動を期待する基盤に、民間的な手法といいますか民間的な考え方を導入すべく、例え評議員制度をつくつたということでございますので、何とぞ

その辺の趣旨を御理解いただきたいと思うわけでございます。

それから、ではこれで一体国民、利用者にどういふはね返りがあるのかということでございますが、やはりこういった民間法人化、民間活力を生かす、その経営、運営について非常にサービスといふものも心がけていくということで、会館の運営などについて活性化して、利用者のニーズにより一層こたえられるようになさるようになります。

○佐藤(祐)委員 運営の活性化ということですが、問題はやはりその中身だらうと思うのですね。臨調の最終答申では、その中身についても言及があるわけです。原則として会館の新設を行わないこととするとともに、会館運営については利用料金の見直しなどを進めるんだということが言われております。先ほども議論がありましたけれども、会館は国民にとって非常に便利な施設なわけです。ですから、これはもつとやしていいのだと私は思うのです。そういう点からいいますと、原則として新設を行わないというような臨調答申は、国民の要望に反しておると思うわけであります。

この点に関連して大臣は、先ほどの答弁で、地域の状況によってアンバランスもある、地域の状況によつては建てるこことを考えていいんじゃないのか、そういう状況の変化もあるんだというふうにおっしゃいました。しかし、ちょっとそこで疑問を感じるわけです。今回の改正で評議員会というのを新しく設けるわけですね。そこで重要な事項を決定していく。この評議員会には民間の知恵を集めいくんだということです。そうしますと、この評議員会といふのは臨調答申の方向で活動する、そういうことになりますよね、当然。とすれば、答申で言つております、新設をしてはいけないんだとか料金を見直せとか、そういうことが縛りになつていくというように私にはどうしても思えるわけですね。いや、そうじやないんだといふ

ことであれば改正する必要はないと思うのです

が、いかがでしよう。

○塩谷政府委員 会館でございますが、これは國有財産、行政財産ということです、我が国の経費で建てるわけでございます。それで、できた会館の運営を振興会に委託する。振興会の評議員会がそ

の会館運営に当たつて、役員の選任も含めまして、周知宣伝施設を行政の一環として計画し実施する私ども郵政省にあるわけでございまして、郵政省の考えとしては、臨調答申に盛られている趣旨が、当時の時代環境の背景のもとに、いたずらに同種の民業を圧迫してはいかぬという趣旨でそ

ういう歎めが設けられたんだと思いましてけれども、もう一つの視点として、先ほど大臣から申し上げましたように、地域の活性化あるいは最近の貿易摩擦問題などからくる内需拡大ということ

で、地域経済の振興にも役立つという観点から、この辺の見直しを私ども関係の方面に働きかけていく必要もあるうかと思うわけでございまして、この辺の見直しを私ども関係の方面に働きかけていく必要もあるうかと思うわけでございまして、この評議員会がその線で縛られて身動きならぬといふことにはならないのではないかと考えておりま

す。

〔畠委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(祐)委員 その辺がどうも考へが違いますね、認識が違うというのか。今答弁にありましたように、臨調の動機は民業を圧迫してはならぬ、つまり国民の側から見て会館のいい点は、比較的なるわけですよ。結局、そういう便利なものがどんどん建つていくと民間のものが利用されにくくなる。料金の点でも、近くにそういう安い施設があると、民間の方も料金が縛られることがあると

いうことだと思うのですね。そういう点からいつても、そういう施設を敵視するといいますか、臨調答申は、私ははつきり言つてこれを敵視していると思うのですよ。もう新設はするなど封じ込められる。しかも、料金についても見直せというのは、これは値上げを検討せいということでしょう、具体的には。値下げをやれということは言いませんからね。そういう点でいうと、やはり今の説明のようにはなかなかいかぬだらうと思うのですね、実際問題。

評議委員会の議論も結局、仮にさつき大臣おっしゃつていたようだに、この地域では共存共栄が可能だというような判断で新しく建設するという提起をするとしましよう。それでも、その場合に料金はどうかといふ、やはり国民にとって一番大きい関心のある問題点ですね、そのあたりがかかるわつてくると思うのです。従来の会館のようなくんじやないかと思うのですが、その点、どう考えますか。

○塙谷政府委員 私ども、郵便貯金会館の趣旨といいますか存在理由というのは、今先生おっしゃいますように、一般の同種の民間施設の料金より安い、それで比較的いいサービスが提供できるということと並んで、それだけに営利企業では提供できないような、多少公共的な役務も提供している。例えば横浜の貯金会館にはギャラリー、これが横浜市の歴史にこたえてつくております。それから会館の大規模な演奏会のできるホール、あるいはプール、そういった運動施設、こういうのは採算上必ずしも営利ベースになじまない、多少足を引つ張る施設なんだけれども、それを提供することが、単なる営利企業の施設とは違つて、郵便貯金の周知宣伝として国が設置する施設たるゆえんであると考えて設置しているわけでござります。

そういったところからすれば、臨調答申にある

民業圧迫論自体も、私はもう少し掘り下げて議論する必要もあろうかと思うわけでございますので、そういつた点から臨調答申もう一度考える必要もあるうかと思ひますし、それともう一つ、臨調答申が考えでおりました時代の背景、事情の移り変わりという要素、内需拡大、その周辺の民間活力の活用、こういつたことがあわせ考えれば、やはり見直すことも可能なんではないかと考えるわけでございます。

○佐藤祐委員 最後の民間活力との関係はどうも論旨が不明確ですけれども、会館をふやすといふのはやはり衝突する概念だらうと思います。後的问题もありますので進めたいと思いますが、私は結論的に、現在全国に十五カ所ある施設は大変いいわけですし、資料などでも非常に利用も多いということですね。むろんこれはもつとふやしていくという方向で考えられるべきだと思っております。ですから、今回の改正はどうもそれに逆行している。料金も値上げの方向が出てくるのではないかという心配が強いわけです。そういうことでは、国民のためのせつかくの施設が、利便性が損なわれる方向に進んでいくのではないかと思はざるを得ないわけです。国民にとっては民間法人化しなければならぬ、してもらいたいといふ希望はまずないわけありますから、そういうことで今回の貯金法改正、この点では我が党は反対であるということを申し上げたい。

改正案にあります、郵便貯金の取り扱いに関して、「貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図る」、こういうことは必要であると思います。貯金業務の進め方にについて、幾つつかただしておきたい問題があるわけです。実は昨日も参議院の通信委員会で我が党の山中郁子議員が、勤務時間の見直しの問題等でお尋ねをいたしました。それを踏まえまして、なお疑問がありますので、お聞きをしたいと思います。

郵政省は、事業改善計画の一環として、勤務時間の見直しの問題等でお尋ねをいたしました。これは各金融機関にて出したわけですが、その内容、それと、なぜそういう文書を出したのか、経過、背景、そういうものをあわせてお答えいただきたい。

間の弾力的運用による貯金、保険の営業活動の推進のためにということで、始終業時間、始業時間と終業時間の繰り上げ、繰り下げ、そういうものを実施しようとしておられるわけですが、どういう業務について、どういう勤務時間の見直しを考えおられるのか、それを最初に説明していただきたい。

○塙谷政府委員 私ども考えております勤務時間の弾力化の内容でございますが、これはまず勤務時間の始まる時間、終わる時間、始終業時刻を二時間を限度として繰り上げ、繰り下げすることによりまして、お客様の在宅時に訪問できるようになりますが、これが第二点でございます。それから第三点でございますが、土曜日に一日勤務をして、そのかわりにマイクターの一日を半日勤務にするということでございます。理由でございますけれども、これがどういう業務といふことのお尋ねの答えになろうかと思いますが、貯金、保険事業、これは窓口、外務両方営業活動をやっておるわけで、とりわけ外務職員につきまして、訪問先においてお客様と面会できて初めて契約を取り交わすことができる、それが期待できるわけでございます。

それから、これはお客様のニーズによるものでございますけれども、家庭婦人の余暇活動などによって、日中不在家庭が増加している、こういったことからお客様が帰宅後に訪問を希望するケースが多い。こういうことで、日々お客様と接触している外務職員から勤務時間の弾力的運用の意見がある、そういうようなこともありますてこれを見ます。お聞きをいたいと思います。

○佐藤祐委員 関連して、大蔵省来ていただいている大蔵省は、民間金融機関がどういう対応をしているかと聞いておきますが、大蔵省とお聞きましたが、その中で勤務時間の関係はどういうふうに考えておるわけですか。

○佐藤祐委員 二点お尋ねがございましたが、始め、民間金融機関がどういう対応をしているかと聞いておきますが、その中で、行き過ぎた預金獲得行為の自粛ということで、「外訪活動等の正常化」ということで、具体的には「行き過ぎた外訪活動の自粛」という表題がございまして、「休日出勤による外訪活動や勤務時間外における店内事務要員を含めた外訪活動等の行き過ぎた業務活動についてはこれを行なわないこととする」という申し合をさせをしておるというふうに承知をいたしております。

ます。

○佐藤祐委員 土曜日もありましたね。

○藤原説明員 土曜日につきましてはちょっと今持つておりませんので、後で……。

それから次に、その後大蔵省がどういう指導をしておるかというお話をございますが、私どももいたしましては、金融機関に対し四十年に出しました通達及び五十九年に出した事務連絡等に基づきまして、行き過ぎた預金獲得行為の自粛を求めておきましてはかかるべき指導をしておるとも、金融機関の預金獲得行為につきまして情報等がござりますと、適宜事情聴取をいたしましたり、必要な場合にはかかるべき指導をしておるという状況でございます。

○佐藤祐委員 今度は郵政省にお聞きしますが、さつきの答弁では、土曜日も一日勤務にする、それから振りかえて平日の半日勤務をやるというような答弁があつたですね。特にそのあたり、いろいろひつかりが出でてくるのですが、民間の金融機関の方はいろいろな経過がありまして、勤務時間外活動はできるだけない方向をとっているわけですね。特に集金については、時間外集金は全席を目標とすることをやつております。また土曜日については、先ほど答弁ありませんでしたので言いますと、「勤務時間」とは、各行所定の勤務時間指すので、銀行間では若干の格差はあります。ただし、時差出勤やシフト制の導入により、本申合せの趣旨に反する活動は行なわないこととする。つまり勤務時間をずらして一日勤務するとか、そういうことはしないというようなことになつておるわけですね。これは議論の経過といふのは社会的な公器としてのあり方ということがありますし、もう一つ大事な問題としては労働者の労働条件を過大にしていかない、時間短縮が世界の大勢ですから、そういうことの要求の反映もあつてこういうものがお出されておるということなわけです。

その点で、今回の郵政省の出されておる方向は、こういう現在の民間金融機関のやつておるこ

とと衝突をするのではないかという感じを持つわけです。もちろん共働きの家庭がふえておるとかいう状況があることは私も承知をしておりま

す。これについても、共働き家庭の増加というものは今に始まつたことではないわけですね。これまでそういうケースについては、特にそういう要望のあるものについては郵政省としても超勤などで対応するということをやつてきておられるわけです。それをあえて今回一挙に勤務時間全体をずらすとか、あるいは九時まで時間外をやる。それも募集活動を午後九時までやろうということが出されるのですが、その点どうなんでしょうか。

○塩谷政府委員 私は銀行の方とそう変わってはいないのではないかと思うわけでございます。

今、佐藤先生がおつしやいました、金銀協が昭和五十二年八月、所属する金融機関に対しまして、土曜日の勤務時間外における外訪活動について、外訪というのは外務のこととございますが、

そういう範囲ではこれまでにも郵便局もやつてきましたわけですよ、郵政省もやつてきたわけです。そのことは知つておるわけですよ。あえて体制的にいいますか、今回提起されておるのは、繰り上げ、繰り下げを二時間の範囲でやるのだ、さらに午後九時までの募集活動もやるのだということを提起しているわけです。それは違うのですよ。これまでのやむを得ないお客様の要求にこたえてやる例えば夕食どきです。あるいは午後九時まで勤務するというふうに聞いております。現にそ

のような外訪活動が行われているようでありまして、私ども土曜日の日勤につきましてこれを実施するのではなくて、その実施事由については限定的にお決めております。そういうわけですから、おむね全銀協の方針と一致しているのではないか

はないということで、郵政省の勤務時間の弾力化は逸脱した行為ではないかということでございませんけれども、今申し上げましたように、全銀協が事務連絡で言つておりますのは、勤務時間外の外訪活動、これは店舗の事務要員による、いわゆる内勤の人による勤務時間外の外訪活動の自粛をうたつものであります。それから、休日出勤で今読み上げた項目に続けて「時間外集金」というのもあるのですが、「今後とも時間外集金については全廃止する」というような方針ですね。全体として時間が外でできるだけ少なくしていく、必要やむを得ないものに限りでござります。

○佐藤祐委員 少し違うのですね。必要やむを得ない場合はやるということで、それは実際にやられております。それから、休日出勤で今読み上げた項目に続けて「時間外集金」というのもあるのですが、「今後とも時間外集金については全廃止する」というような方針ですね。全体として時間が外でできるだけ少なくしていく、必要やむを得ないものに限りでござります。その辺についていろいろ施策を進めているところでありまして、別段私どもが進める施策について大蔵省に知られては困るとかなんとか、そんなことは決して思つたこともございません。むしろ私どもがやることがいろいろ関係各省にも理解され、また銀行業界などの実情なども十分承知した上で、私どもこういった施策をとつてまいりたい

状況の中で、将来とも事業が生々発展していくためにどういう政策をとつたらいいかということについておりますので、こういつたわけで私ども、この点についてもそう食い違いはないのではないかというふうに考えております。

○佐藤祐委員 結局、これまで民間の方ではできるだけ時間外はやらない、必要に限るということは自粛をやつてきておるわけですね。ところで大蔵省の方はまさにその時間帯に、七時あるいは九時までなんといふのはまあ論外だと思うのですが、そういうところまで大々的に募集活動をやろうとしているのではないか。よう、あるいは保険を集めてこようということになるとおもて、民間の方もまたこれまでの自粛を捨てておられて、民間の方もまたこれまでの自粛を捨てておられます。すると私は思うのですね。これはやはり労働者の権利の問題としても重大なことだというふうに私は考へておるわけです。

まずこの点で、大蔵省はこういうことをどう考えておられますか。

それからもう一つ、勤務時間外の外訪活動を行

私が聞くところによると、郵政省が繰り上

の二ーズでございますとか、金融機関のコストもかかるかもしれませんし、また労使問題もあるかもしれません。そういう問題を総合的に勘案して、基本的には金融機関が自立的に判断をしていくという問題ではないかと思うわけであります。

ただ、その行き過ぎた資金獲得行為ということになりますといろいろ問題もあるわけでございますから、先ほど来お話をありましたようなことで私どもは自肅を求めていたりということでございました。

郵政事業との関連につきましてはいろいろ御議論があるのだと思いますが、臨調の答申では、例え

ば「簡易で確実な少額貯蓄の手段である官業としての立場を守りつつ適切な運営を行っていく必要がある。」というような御指摘もあるわけでございまして、基本的に郵便局の個々の業務につきましても、こういうような原則に従つて進めていくのかなというようなことを考えておるわけでございますが、郵便局の個々の具体的な問題とい

うことになりますと、当然のことながら基本的に郵政省が諸般の事情を考慮の上お決めになるこ

とではないかというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 最後に大臣に要望したいわけであります。

夕方の食事どきとか夜九時までというところまで

広げていくのは非常に常識に反すると私は思うのですね。そういうことはやはりやるべきではない。それと、やはり労働条件を悪化させるという

ことがあつてはなりませんし、労働者の合意、納得がなくてそういうものを強行するということはやるべきではないというふうに思います。いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 一つはこの運用を絶妙にやつて

いくことで今度そのような指導をしたわけ

でございますから、朝の八時半から夕方の五時十五分までぴつと決まっている就業規則を守りながら、今度は少しそれを活用してお客様の二一

ズに応ずる動きをしようということを組合の方と相談してやはりやつていくべきだと思うし、私は組合の方と相談をしてやらせていただきたい、こうい

うぐあいに思つております。

現実に、私が簡保に四十九年に入つて、この前もここで話しましたけれども、入るときには毎日

来たのです。入つてからは毎月二万五千円ずつ十

年間私ははじめに納めました。ところが、会館の方は、集金以外はしてはならないということで、

私のところは十年間集金にだけは来るが、あと限度額が上がりましたよなんていうことを言うたら

悪い、こういうことで集金だけ来る。それから、宿舎の方も最近はなかなか入れない、こういうこ

とで、私は十年間ついに郵便局の人と会うことができなかつた。そのため私は三百万まで、もう一千万から三千三百万円になつたのに、限度額を上げることができなかつた。

お客様からいえばそういうこともあると思いまして、そういうところも見て、今度は少し幅を広げて就業規則を守りながらやっていこうとい

うことですから、先生の御心配になつているよう

な夜間の安全性の問題とか強制労働とか、そういう政策の中での組合の皆さん方と一緒に頑張つてやろ

う、こういうような姿勢であることを御理解願いたいと思います。

○佐藤(祐)委員 これまで対応してきた超勤などによる対応も可能でありますから、一齊に勤務時間をすらすとか九時までの超過勤務とか、そういうことはぜひひなしにしていただきたいということを重ねて申し上げて、終ります。

○宮崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

以上とのおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案に係るものであります。案文は、現在の郵便貯金事業をめぐ

る厳しい環境にかんがみ、また、当委員会における質疑等を参考して作成したものでありますから、説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮崎委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○宮崎委員長 起立多数。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高崎委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、関谷勝嗣君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。関谷勝嗣君。

○関谷委員長 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に当たり、現下の郵便貯金事業をめぐる厳しい環境にかんがみ、政府は、次

の各項の実現に努めるべきである。

一 郵便貯金会館の利用に対する地域住民の強い要望に応えるため、今後とも一層その充実に努めること。

一 国民の強い要望である郵便貯金の利子非課税制度を存続させるとともに、国民が老後に備えて蓄える郵便貯金について特別の優遇措置を講ずること。

一 国民に対するサービスを向上させるため、郵便局の国債販売を早期に再開するとともに、市場金利による資金運用制度を創設し、

金融自由化に適切に対応すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案に係るものであります。案文は、現在の郵便貯金事業をめぐ

る厳しい環境にかんがみ、また、当委員会における質疑等を参考して作成したものでありますから、説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○宮崎委員長 次に、郵便法等の一部を改正する

法律案を議題といたします

### 郵便法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤國務大臣 郵便法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等を考慮して、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払いに関する事務等を加えること、及び郵便切手類売りさばき所の名称を改めるとともに、同所において郵便の利用上必要なものを販売することができるところとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、書留としない小包郵便物に文する損害賠償の実施についてであります。  
現在、書留としない小包郵便物については、棄損等した場合、その損害を賠償する制度はあります。せんが、これを、省令で定める小包郵便物以外の小包郵便物について、棄損等した場合、省令で定める額を限度とする実損額を賠償することとするものであります。

第二は、料金受取人払い制度の改善についてであります。

現在、料金受取人払いの取り扱いは、特殊取り扱いとしない通常郵便物について受取人からの申請がある場合に行うこととしておりますが、これをお、小包郵便物及び特殊取り扱いとする郵便物についても取り扱うほか、省令で定める郵便物につ

いで差出人から申請がある場合にはも取り扱うことができることとする等の改善を行うこととするものであります。

このほか、料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたものを加えること、市内特別郵便物についても転送の取り扱いをすること、罰金の額を相当額に改定すること等を内容といたしております。

次に、簡易郵便局法の一部改正の内容について申し上げます。

次回は、来る四月十六日水曜日午前九時五十分  
理事会、十時委員会を開会することとし、本日は、  
これにて散会いたします。

## 郵便法等の一部を改正する法律案

# 第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

**第三十二条第四項中「及び特別」を、特別」に改め、「に限る。」の下に「及び後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの」を加え、同条に次の二項を加える。**

郵政大臣は、前項の規定により、後納する郵便に関する料金の概算額に関する省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三十二条の二第一項中「通常郵便物」を「郵便物」に、「郵政省の承認を受け、郵便料金はその者において支払うべき旨の」を、「郵便物の料金及び特殊取扱の料金をその者において納付することにつき、郵政省の承認を受け、省令の定めるところにより、その者又は郵便物の差出人が、その旨」に、「及び郵政省の承認番号を」としないで「その者」を「当該承認を受けた者」に

もとより利用者のニーズに貢献したサービスの改善を図り、国民各位の期待にこたえるよう努力していく所存でございます。

改め 同条第二項中「前項」を第一項に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、「一通」の下に「又は一個」を加え、同条第三項中「前項」を第三項

に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。  
第二項の規定により差し出された郵便物について、交付の際受取人がその料金を省略で

定める額の手数料を加算した額を納付しないときは、これを差出人に還付する。その際差出人は、同項の料金に省令で定める額の手数料を加算した額を納付しなければならない。

第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人は、第三項又は前項の規定にかかるわらず、省令で定める場合は、第三項又は前項前段の手数料を納付することを要しない。

省令で定める郵便物で、その差出人が、省令の定めるところにより、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人が納付してこれを受け取ることにつき当該受取人の承諾を得てそこの者にあてて差し出すものは、差出人において、当該料金を納付することを要しない。  
第三十三条の見出し中「売さばき」を「販売」に改め、同条中「あらわす」を「表す」に、「売さばき人」を「販売者」に、「売りさばく」を「販売する」に改める。  
第三十四条の見出し中「売りさばき額」を「販売額」に改め、同条第一項中「売りさばく」を「販売する」に改める。

第四十四条中「市内特別郵便物以外の郵便物」を「郵便物(省令で定めるものを除く。)」に改める。

第五十八条第四項に次の一号を加える。  
三 小包郵便物(省令で定めるものを除く。)  
第六十八条第一項中「基く」を「基づく」に、  
「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加え



の規定による郵政窓口事務に係る部分に限る。)及び簡易郵便局法第十条の改正規定は公布の日

第六条中「郵便切手類売りさばき所」を「郵便  
切手類販売所」に改める。

**第七条第二項中「売り上げ額」を「販売」に改め  
る。**

（この政令の施行に付随する事務に係る部分を除く。）は昭和六  
十二年一月一日から施行する。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）  
この法律の施行前に差し出された

にては、なお従前の例による。

(無便地手数料さはき所及び由縦手さはき所に関する法律の一部改正に伴う経過措置)。

3 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の郵便切手類売さばき所及び印紙

売さばき所に関する法律の規定による郵便切手販賣所の名前は、(三)販賣所の名前は、

類及び印紙の売さはき人並ひに垂便切手類売さばき所は、それぞれ第三条の規定による改正後

の郵便切手類販売所等に関する法律の規定による郵便切手類販売者及び郵便切手類販売所とみ

なす。

#### 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置

適用については、なお従前の例による。

5 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十一)

四号)の一部を次のように改正する。

「販売し」、「に」、「物及び」を「物を販売し」、並びに「  
收める。

第五条第十六号中「売りさばく」を「販売する」

(お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等に改める。)

の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部

6 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等  
改正)

の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第二号及び第五条第三項第三号中「売  
りさばき期間」を「販売期間」に改める。

郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るために、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託すべき事務の範囲に厚生年金保険の給付の支払に関する事務等を加えること及び郵便切手類充りきばき所の名称を改めることともに同所において郵便の利用上必要な物を販売することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理  
母

郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るために、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託すべき事務の範囲に厚生年金保険の給付の支払に関する事務等を加えること及び郵便切手類充りさばき所の名称を改めるとともに同所において郵便の利用上必要な物を販売することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員会議録第三号中正譯

ペジ		段行	誤	正
二	七	末	考えれば、 妨ぐ	考えれば。
四	四	未	ございまいす。	ございます。
四	四	西	としておけば いただきい 考て	しておけば いただきたい 考えて
三	三	云	D I	D I
三	三	元	ユーチ	ユーチ
四	四	元		
五	五	同		
ペジ		段行	誤	
六	六	考る	あるいはは あるいは	あるいは
三	三	管保	簡保	簡保



昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W